

大和市企業活動振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

大和市長 大木 哲

大和市条例第8号

大和市企業活動振興条例の一部を改正する条例

大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2項中「各号の」を「各号に掲げる」に、「掲げるもの」を「定めるとおり」に改め、同項第4号中「固定資産」の次に「（土地を除く。）」を加え、「並びに土地」を削る。

第7条第2号中「、次に掲げる区分に応じて定める額のいずれかに該当する」を「10,000,000円以上である」に改め、同号アからウまでを削る。

別表第1号から第3号まで算定基準の欄及び上限額の欄を次のように改める。

新規取得した固定資産（土地を除く。）の固定資産税及び都市計画税の見込額に6（ロボット産業にあっては、12）を乗じて得た額	100,000,000円
	100,000,000円
	50,000,000円

別表第4号中「固定資産」の次に「（土地を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第2項第4号、第7条第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に事業計画を提出した事業に係る奨励金について適用し、同日前に事業計画を提出した事業に係る奨励金については、なお従前の例による。